

ありがとサン美濃加茂

美濃加茂市・可児市介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス 運営規程 地域密着型通所介護 運営規程

○ 事業の目的

第1条

たのしい株式会社（以下「事業者」という。）が開設する「ありがとサン美濃加茂」（以下「事業所」という）が行う美濃加茂市・可児市介護予防・日常生活支援総合事業通所介護相当サービス、地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき美濃加茂市・可児市介護予防・日常生活支援総合事業通所介護相当サービス、地域密着型通所介護従業者（以下「従業者」という）が、要支援（事業対象者）・要介護状態（以下「要介護状態」という）にある高齢者に対し、適正な美濃加茂市・可児市介護予防・日常生活支援総合事業通所介護相当サービス、地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護等という」）を提供することを目的とする。

○ 運営の方針

第2条

- 一 従業者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 二 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供にあたる。

○ 事業所の名称等

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ありがとサン美濃加茂
- 二 所在地 岐阜県美濃加茂市古井町下古井 468 番地 セントラルビル 1 F

○ 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。各職員の員数は以下のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、及び相談援助、その他必要な業務の提供にあたる。
- 三 介護職員 1名以上
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 四 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 五 看護職員 0名
看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

○ 営業日及び営業時間

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで
- 休業日 土曜日、日曜日、8月13日～8月16日、12月30日～1月3日、その他当社指定日
- 二 営業時間 午前9時00分 ～ 午後4時30分

○ 利用定員

第6条

事業所の1日の利用者の定員は、次のとおりとする。

- 一 サービス提供時間帯 ① 9:00 ～ 12:10 ② 13:10 ～ 16:20
- 二 定員 ① 10人 ② 10人

○ 指定地域密着型通所介護等の提供方法、内容

第7条

指定地域密着型通所介護等の内容は、事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画等に基づいてサービスを行うものとする。但し、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

一 身体介護に関すること

日常生活動作能力により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. その他必要な身体介護

二 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

- ア. レクリエーション
- イ. 音楽活動
- ウ. 制作活動
- エ. 行動的活動
- オ. 体操

三 送迎に関すること

利用者に対し送迎サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

四 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- イ. 日常動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ウ. 自助具や具体的な介助方法に関する相談・助言
- エ. その他の在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

○ 指定居宅介護支援事業者との連携等

第8条

- 一 指定地域密着型通所介護等の提供にあつては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 二 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があつた場合、当該利用者の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 三 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒めない。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

○ 個別援助計画の作成等

第9条

- 一 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況ならびに家族等介護者の状況を充分把握し、個別援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそつた指定通所介護計画・指定介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画」という）を作成する。
- 二 個別援助計画の作成・変更の際には利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 三 利用者に対し、個別援助計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

○ サービスの提供記録の記載

第10条

従事者は、指定地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護等について、介護保険法第42条の2第6項または第115条の45の3第3項（以下「法」という）の規定により、利用者にかわつて支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載する。

○ 指定地域密着型通所介護等の利用料金等及び支払いの方法

第11条

- 一 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用者の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証を確認し、介護報酬又は各市町村が定める額の1～3割とする。
- 二 おやつ代は1回（1個）の利用につき130円（税込み）。また、事務取扱手数料は利用料が発生した月にご負担として220円（税込み）とする。教養娯楽費、おむつ代などの諸経費については、実費を徴収する。
- 三 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 四 指定地域密着型通所介護等の利用者は、当事業所が定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

○ 通常の事業の実施地域

第12条

通常事業の実施地域

- 一 美濃加茂市
- 二 可児市
- 三 加茂郡

○ 契約書の作成

第13条

契約書の作成にあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

○ 緊急時等における対応方法

第14条

- 一 従業者等は、指定地域密着型通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 二 指定地域密着型通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

○ 非常災害対策

第15条

従業者は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

- 一 防災責任者 管理者
- 二 防災訓練 年1回
- 三 避難訓練 年1回
- 四 通報訓練 年1回

○ 衛生管理及び従事者等の健康管理等

第16条

- 一 指定地域密着型通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 二 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 三 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

○ 指定地域密着型通所介護等の利用にあたっての留意事項

第17条

利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

○ 秘密保持

第18条

- 一 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 二 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

○ 苦情処理

第19条

管理者は、提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適正に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

○ 事故処理

第20条

- 一 事業所は、指定地域密着型通所介護等の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 二 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

○ 損害賠償

第21条

指定地域密着型通所介護等の提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

○ 虐待防止に関する事項

第22条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 一 虐待防止に関する担当者を選定する。
- 二 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 三 虐待防止のための指針の整備をする。
- 四 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 五 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

○ 身体的拘束等に関する事項

第23条

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時及び態様、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要事項を記録する。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り、適用される。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限り、適用される。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

○業務継続計画の策定等

第24条

- 一 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

○その他運営についての留意事項

第25条

- 一 事業所は、全ての地域密着型通所介護等従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 二 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 三 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調査書、利用者負担徴収簿、苦情処理記録、事故処理記録等、その他必要な帳簿を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存する。
- 四 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、たのしい株式会社の代表者とありがとサン美濃加茂の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

令和6年4月1日 第11条を一部改定する。

第23条追記。

同日施行。